

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

業務の簡素化や効率化、情報の共有化等によって職場環境の整備を行い、すべての職員がその能力を十分に発揮し、職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

2 内 容

**【目標1】 計画期間内に、時間外労働時間を削減する。**

《対 策》

平成23年4月～ 時間外労働の原因の分析を行い、削減に努める。

**【目標2】 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を増加させる。**

《対 策》

平成23年4月～ 一人あたり年間平均取得日数の取得目標を12日以上とし、定期的に職員に周知・啓発する。

**【目標3】 計画期間内に、夏期休暇の取得率を向上させる。**

《対 策》

平成23年4月～ すべての職員が100%取得することを目標とし、職員に周知・啓発する。

**【目標4】 計画期間内に、育児休業、育児休暇及び子の看護休暇の取得促進を図る。**

《対 策》

平成23年4月～ 育児休業等細則及び就業規則を定期的に周知し（特に男性職員）、取得促進を図る。